

令和5年度年間標準監視指導回数
(旧法上の許可業種)

監視指導回数	業種等区分
2回以上/年 (Aランク)	食肉製品製造業
	乳処理業
	集団給食施設(学校給食のうち共同調理場方式の施設に限る。)
	輸出食品取扱認定施設
	前年度に行政処分を受けた、又は収去検査で違反のあった施設
1回/年 (Bランク)	飲食店営業(旅館(旅館・ホテル)、仕出し、弁当屋及び大型飲食店並びにすし店、料亭、宴会場、結婚式場に限る。)
	菓子製造業(回転焼きのみ、仮設移動営業、実演販売営業及び自動車による営業を除く。)
	あん類製造業
	食肉処理業
	食肉販売業(生食用食肉を取り扱う施設に限る。)
	魚肉練り製品製造業
	そうざい製造業
	鶏卵取扱い施設(GPセンターに限る。)
	前年度に自主回収を行った施設
1回/2年 (Cランク)	飲食店営業(日本料理店、西洋料理店、中華料理店、東洋料理店、委託給食、調理パン、パントリー及びセントラルキッチンに限る。)
	特別牛乳搾取処理業
	アイスクリーム類製造業
	乳製品製造業
	集乳業
	乳類販売業(Eランク監視施設を除く。)
	魚介類せり売営業
	清涼飲料水製造業
	乳酸菌飲料製造業
	氷雪製造業(自動販売機を除く。)
	めん類製造業
	新営業許可業種のうち、許可取得までの経過措置期間の施設
	1回/3年 (Dランク)
食肉販売業(B及びEランク監視施設を除く。)	
魚介類販売業(包装魚介類のみを除く。)	
菓子製造業(自動車による営業・回転焼きのみ(仮設移動営業、実演販売営業を除く。))に限る。)	
食品の冷凍又は冷蔵業(保管業を除く。)	
食品の放射線照射業	
食用油脂製造業	
マーガリン又はショートニング製造業	
醤油製造業	
みそ製造業	
ソース類製造業	
酒類製造業	
豆腐製造業	
納豆製造業	
添加物製造業	
缶詰又は瓶詰食品製造業	
1回/5年 (Eランク)	
	喫茶店営業
	氷雪販売業
	菓子製造業(仮設移動営業・実演販売営業に限る。)
	乳類販売業(自動車による営業・自動販売機・店頭販売のみに限る。)
	食肉販売業(自動車による営業・包装食肉のみに限る。)
	魚介類販売業(包装魚介類のみに限る。)
	食品の冷凍又は冷蔵業(保管業に限る。)
氷雪製造業(自動販売機に限る。)	

令和5年度年間標準監視指導回数
(新法上の許可業種及び届出業種)

監視指導回数	業種等区分
2回以上/年 (Aランク)	食肉製品製造業
	乳処理業
	水産製品製造業のうち、以下のいずれかに当てはまる施設 ・食品衛生管理者設置施設 ・施設面積が500㎡以上の施設広域流通、大量製造する施設
	集団給食施設(学校給食のうち共同調理場方式で大量調理する施設に限る。)(許可(委託)、届出(直営))
	輸出食品取扱認定施設
1回/年 (Bランク)	前年度に行政処分を受けた、又は収去検査で違反のあった施設
	飲食店営業(大量調理するホテル・旅館・仕出し・弁当屋・大型飲食店)
	食肉販売業(生食用食肉を取り扱う施設に限る。)
	食肉処理業のうち、施設面積が500㎡以上の施設
	菓子製造業(工場形態のもので、複数の販売店又は県外等へ卸す施設)
	液卵製造業
	そうざい製造業
	複合型そうざい製造業
	複合型冷凍食品製造業
	漬物製造業のうち、施設面積が500㎡以上の施設又は広域流通、大量製造する施設
集団給食施設(学校給食のうち共同調理場方式(Aランク監視施設を除く。))又は自校方式の施設に限る。)(許可(委託)、届出(直営))	
1回/2年 (Cランク)	前年度に自主回収を行った施設
	魚介類競り売り営業
	集乳業
	特別牛乳搾取処理業
	食肉処理業(Bランク監視施設を除く。)
	アイスクリーム類製造業
	乳製品製造業
	清涼飲料水製造業
	冰雪製造業(自動販売機を除く。)
	みそ又はしょうゆ製造業のうち、広域流通又は大量製造する施設
	水産製品製造業(Bランク監視施設を除く。)
	麺類製造業
	漬物製造業のうち、低温管理を要する製品を製造する施設(Bランク監視施設を除く。)
	密封包装食品製造業のうち、広域流通又は大量製造する施設
食品の小分け業	
鶏卵取扱い施設(GPセンターに限る。)	
1回/3年 (Dランク)	飲食店営業(Bランク監視施設、仮設移動営業及び実演販売営業を除く。)
	食肉販売業(Bランク監視施設及び自動車による営業を除く。)
	魚介類販売業
	菓子製造業(Bランク監視施設を除く。)
	冷凍食品製造業
	食品の放射線照射業
	食用油脂製造業
	みそ又はしょうゆ製造業のうち、Cランク以外の施設
	酒類製造業
	豆腐製造業
	納豆製造業
	添加物製造業
	密封包装食品製造業(Cランク監視施設を除く。)
	集団給食施設(学校給食施設を除く。)(許可(委託)、届出(直営))
1回/5年 (Eランク)	飲食店営業(仮設移動営業、実演販売営業に限る。)
	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
	食肉販売業(自動車による営業に限る。)
	冰雪製造業(自動販売機に限る。)
	漬物製造業(B及びCランク監視施設を除く。)
A～Dランク監視施設以外の届出業種	

食品等の収去検査実施計画

検査内容	検体数 (予定)	項目数 (予定)	対象食品 (予定)
食品添加物、アレルギー物質等	280	1,000	菓子、そうざい、牛乳、清涼飲料水、魚肉練り製品、食肉製品、冷凍食品、漬物 等
細菌	400	1,000	
残留農薬	120	18,000	野菜、果物、食肉
残留抗生物質等	450	3,000	養殖魚、鶏卵、食肉、はちみつ、牛乳
合計	1,250	23,000	